

石岡市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業界における担い手確保のための取組の一環として、休暇の拡大を促進するにあたり、その効果や課題を把握するとともに、労働環境改善に対する意識向上を図るために実施する完全週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 完全週休2日制とは、工事着手日から工事完成までの期間において、年末年始休暇及び夏季休暇を従来どおり確保した上で、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とするということをいう。

- 2 現場閉所日とは、予め定めた現場の休工日のことをいい、悪天候等による予定外の休工日は含めない。
- 3 現場とは、工事目的物を設置する現場のことをいい、工場製作としての現場は含めない。
- 4 休工日とは、通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のための見回り等現場管理に必要な作業を除き、下請け企業等も含め終日一切の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を行わない日のことをいう。

(モデル工事の対象)

第3条 モデル工事は、次の各号のいずれかに該当する工事を対象外とした上で、石岡市（以下「発注者」という。）が選定する。

- (1) 現場作業を行う期間が1箇月未満となることが想定される工事
- (2) 緊急対応のための工事
- (3) 工程や工事完成時期に制約のある工事
- (4) 災害復旧工事
- (5) 事業等の性質上、完全週休2日制での施工に伴う工事費の増が認められない工事
- (6) その他、モデル工事に適さないと発注者が判断する工事

(モデル工事の発注方式)

第4条 モデル工事は、次の各号のいずれかの方法により発注することとする。

- (1) 発注者指定型
 - ア 発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示することとする。
 - イ 発注時の予定価格算定にあたっては、別に定める経費補正等基準により経費補正等を行うこととする。
- (2) 受注者希望型

- ア 発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示することとする。
 - イ 完全週休2日制での施工については、契約後、受注者の希望に基づき発注者と受注者との協議により決定することとする。
 - ウ 発注者と受注者との協議により完全週休2日制での施工が決定した場合は、別に定める経費補正等基準により、設計変更することとする。
- 2 前項各号の適用基準は、次のとおりとする。
- (1) 第4条に規定する対象工事のうち、予定価格3000万円以上の工事は、原則として発注者指定型を適用する。ただし、予定価格3000万円以上の工事であっても、発注者が必要と認める場合は、受注者希望型を適用できるものとする。
 - (2) 第4条に規定する対象工事のうち、予定価格3000万円未満の工事は、原則として受注者希望型を適用する。ただし、予定価格3000万円未満の工事であっても、発注者が必要と認める場合は、発注者指定型を適用できるものとする。

(実施工工程の作成)

第5条 発注者指定型のモデル工事受注者及び受注者希望型のモデル工事受注者のうち発注者と受注者との協議により完全週休2日制での施工が決定した受注者（以下「受注者」という。）は、工事着手までに、完全週休2日制での施工するための実施工工程を立て、監督員と協議の上定めるものとする。

(工期の延長)

第6条 前条に基づき実施工工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約書約款第21条の規定による工期の延長を請求することができる。

(受注者の取組事項)

- 第7条 受注者は、完全週休2日制により工事を進めることとする。
- 2 受注者の都合（技術的な制約を含む）により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上振替現場閉所日を設定することとする。なお、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とする。
 - 3 受注者は、完全週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施することとし、別紙様式1により作成した完全週休2日制での施工に関する関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出することとする。
 - 4 受注者は、工事現場の見やすい位置に、完全週休2日制で施工することを示す掲示板（看板）を設置することとする。
 - 5 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けることとする（工事完成通知書の提出までに、全ての現場閉所実績につい

て確認すること)。

- (1) 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
- (2) 下請企業等の労働者の場合は、該当工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）

(発注者の配慮)

第8条 発注者は、受注者が完全週休2日制による工事を円滑に実施できるよう、次の各号に配慮することとする。

- (1) 第5条で定める実施工程による工事実施を妨げるような指示等を行わないこと。
- (2) 受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。

(工事成績評定等)

第9条 週休2日モデル工事を通じ実施された休暇拡大に向けた受注者の取組について、現場閉所日確保率100%以上の場合に工事成績評定において評価することとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以後入札公告等をする工事から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以後入札公告等をする工事から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以後入札公告等をする工事から適用する。

様式 1

完全週休 2 日制での施工に関する関係者確認書

工事名 : _____

受注者（元請け企業）確認事項

- 1 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、完全週休 2 日制で施工することについて十分説明した上、理解を得ております（今後、追加がある場合も同様にします）。
- 2 下請け企業（1次）に対し、完全週休 2 日制での施工について十分な説明を行い、賛同を得た上で契約を締結しております（今後、追加がある場合も同様とします）。

令和 年 月 日
受注者名
代表者名 印

1 次下請け企業等確認事項（施工体制台帳に記載される全ての下請負人（1次）が対象）

- 1 元請け企業から、完全週休 2 日制での施工について十分な説明を受けた上、その趣旨に賛同し、契約を締結しております（今後、追加がある場合も同様にします）。
- 2 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、完全週休 2 日制での施工について十分説明した上、理解を得ております（今後、追加がある場合も同様とします）。
- 3 下請け企業（2次）に対し、完全週休 2 日制での施工について十分説明を行い、賛同を得た上で契約を締結しております（今後、追加がある場合も同様とします）。

令和 年 月 日
1次下請け企業名
代表者名 印

令和 年 月 日
1次下請け企業名
代表者名 印

令和 年 月 日
1次下請け企業名
代表者名 印

（お知らせ）完全週休 2 日制工事における経費補正

本工事における発注者（市）と元請との契約においては、完全週休 2 日制で施工することにより、「石岡市が発注する完全週休 2 日制モデル工事の実施要領」（公表）に基づく経費補正が適用されます。

※この確認書の原本は、受注者（元請け企業）が保管すること。

※受注者（元請け企業）は、この確認書の写しを 1 次下請け企業に交付するとともに、監督員に対しても工事着手までに提出すること。

【完全週休2日モデル工事の特記仕様書（例）】

○一般土木工事における「発注者指定型」の場合

(完全週休2日制での施工について)

第〇条 本工事は、「完全週休2日制モデル工事」(以下、本条において「モデル工事」という。)であり、「石岡市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領」(以下「要領」という)第4条第1号に規定する発注者指定型を適用する。

- 2 受注者は、要領第2条に規定する完全週休2日制での施工(工事着手日から工事完成日までの期間において、年末年始休暇及び夏季休暇を従来どおり確保した上で、全ての土曜日、日曜日を現場閉所日とする)にあたり、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第18条、第22条及び第24条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者の都合(技術的な制約を含む)により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上振替現場閉所日を設定すること。なお、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とする。
- 4 受注者は、完全週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施することとし、別紙様式1により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出すること。
- 5 受注者は、工事現場の見やすい位置に、完全週休2日制で施工することを示す掲示板(看板)を次の各号により設置すること。
 - (1)掲示板(看板)の大きさは、A3サイズ(420mm×297mm)以上とすること。
 - (2)掲示板(看板)には、土曜日と日曜日を現場休工とする完全週休2日制で施工する工事である旨、見やすい大きさの文字で記載すること。
- 6 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。
 - (1)工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
 - (2)下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)
- 7 本工事においては、予定価格の算定にあたり、完全週休2日制の4週8休以上(現場閉所日確保率100%以上)を前提として労務費に1.05、機械経費(賃料)に1.04、共通仮設費率に1.04、現場管理費率に1.06の補正係数を乗じていて、完全週休2日制での施工を達成できなかった場合は、当該補正を解除(設計変更減)する。なお、詳細については「完全週休2日制モデル工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」による。
- 8 工事成績評定においては、現場閉所日確保率100%以上の場合に休暇の拡大に向けた取組について評価する。

○一般土木工事における「受注者希望型」の場合

(完全週休2日制での施工について)

第〇条 本工事は、「完全週休2日制モデル工事」(以下、本条において「モデル工事」という。)であり、「石岡市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領」(以下「要領」という)第4条第2号に規定する受注者希望型を適用する。

2 完全週休2日制での施工については、受注者の希望に基づき発注者と受注者との協議により決定する。

3 前項により、要領第2条に規定する完全週休2日制での施工をする(工事着手日から工事完成日までの期間において、年末年始休暇及び夏季休暇を従来どおり確保した上で、全ての土曜日、日曜日を現場閉所日とする)することとなった受注者(以下、本条において「受注者」という。)は、完全週休2日制での施工にあたり、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第18条、第22条及び第24条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

4 受注者は、完全週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施することとし、別紙様式1により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出すること。

5 受注者の都合(技術的な制約を含む)により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上振替現場閉所日を設定すること。なお、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とする。

6 受注者は、工事現場の見やすい位置に、完全週休2日制で施工することを示す掲示板(看板)を次の各号により設置すること。

(1)掲示板(看板)の大きさは、A3サイズ(420mm×297mm)以上とすること。

(2)掲示板(看板)には、土曜日と日曜日を現場休工とする完全週休2日制で施工する工事である旨、見やすい大きさの文字で記載すること。

7 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。

(1)工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)

(2)下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)

8 現場閉所日確保率に応じ、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設费率及び現場管理费率に補正係数を乗じた設計変更を行う。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日、日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「完全週休2日制モデル工事における経費補正等基準(一般土木工事編)」による。

現場閉所日確保率	75%以上 87.5%未満 (4週6休以上 4週7休未満)	87.5%以上 100%未満 (4週7休以上 4週8休未満)	100% (4週8休以上)
労務費に対する 補正係数	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料) に対する補正係数	1.01	1.03	1.04
共通仮設费率 に対する補正係数	1.02	1.03	1.04
現場管理费率 に対する補正係数	1.03	1.04	1.06

9 工事成績評定においては、現場閉所日確保率100%以上の場合に休暇の拡大に向けた取組について評価する。

○営繕工事における「発注者指定型」の場合

(完全週休2日制での施工について)

第〇条 本工事は、「完全週休2日制モデル工事」(以下、本条において「モデル工事」という。)であり、「石岡市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領」(以下「要領」という)第4条第1号に規定する発注者指定型を適用する。

- 2 受注者は、要領第2条に規定する完全週休2日制での施工(工事着手日から工事完成日までの期間において、年末年始休暇及び夏季休暇を従来どおり確保した上で、全ての土曜日、日曜日を現場閉所日とする)にあたり、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第18条、第22条及び第24条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者の都合(技術的な制約を含む)により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上振替現場閉所日を設定すること。なお、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とする。
- 4 受注者は、完全週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施することとし、別紙様式1により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出すること。
- 5 受注者は、工事現場の見やすい位置に、完全週休2日制で施工することを示す掲示板(看板)を次の各号により設置すること。
 - (1)掲示板(看板)の大きさは、A3サイズ(420mm×297mm)以上とすること。
 - (2)掲示板(看板)には、土曜日と日曜日を現場休工とする完全週休2日制で施工する工事である旨、見やすい大きさの文字で記載すること。
- 6 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。
 - (1)工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
 - (2)下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)
- 7 本工事においては、予定価格の算定にあたり、完全週休2日制の4週8休以上(現場閉所日確保率100%以上)を前提として労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費に1.05の補正係数を乗じて予定価格を作成しており、現場閉所日の達成状況を確認し、完全週休2日制での施工を達成できなかった場合は、当該補正を解除(設計変更減)する。なお、詳細については「完全週休2日制モデル工事における経費補正等基準(営繕工事編)」による。
- 8 工事成績評定においては、現場閉所日確保率100%以上の場合に休暇の拡大に向けた取組について評価する。

○宮繕工事における「受注者希望型」の場合

(完全週休2日制での施工について)

第〇条 本工事は、「完全週休2日制モデル工事」(以下、本条において「モデル工事」という。)であり、「石岡市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領」(以下「要領」という)第4条第2号に規定する受注者希望型を適用する。

2 完全週休2日制での施工については、受注者の希望に基づき発注者と受注者との協議により決定する。

3 前項により、要領第2条に規定する完全週休2日制での施工をする(工事着手日から工事完成日までの期間において、年末年始休暇及び夏季休暇を従来どおり確保した上で、全ての土曜日、日曜日を現場閉所日とする)することとなった受注者(以下、本条において「受注者」という。)は、完全週休2日制での施工にあたり、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第18条、第22条及び第24条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

4 受注者は、完全週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得た上で実施することとし、別紙様式1により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出すること。

5 受注者の都合(技術的な制約を含む)により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上振替現場閉所日を設定すること。なお、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とする。

6 受注者は、工事現場の見やすい位置に、完全週休2日制で施工することを示す掲示板(看板)を次の各号により設置すること。

(1)掲示板(看板)の大きさは、A3サイズ(420mm×297mm)以上とすること。

(2)掲示板(看板)には、土曜日と日曜日を現場休工とする完全週休2日制で施工する工事である旨、見やすい大きさの文字で記載すること。

7 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること(工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること)。

(1)工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(月間・週間工程表、作業日報等)

(2)下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類(作業日報等)

8 現場閉所日確保率に応じ、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に補正係数を乗じた設計変更を行う。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日、日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「完全週休2日制モデル工事における経費補正等基準(宮繕工事編)」による。

現場閉所日確保率	75%以上 87.5%未満 (4週6休以上 4週7休未満)	87.5%以上 100%未満 (4週7休以上 4週8休未満)	100% (4週8休以上)
労務費に対する 補正係数	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5

9 工事成績評定においては、現場閉所日確保率100%以上の場合に休暇の拡大に向けた取組について評価する。